

# 保険における契約者保護の意義

## —保険可能リスクと商品認可—

岡 田 太 志

### I はじめに

近年、わが国のみならず先進各国において保険事業規制の在り方が改めて問い合わせられている。この時代的背景はおよそ以下のように要約できよう。すなわち、わが国を含めた先進各国では、一方において、金融サービスに対する需要の多様化という変化、他方において、金融サービス供給者の同質化という変化、この意味における金融市场の需給構造の変化が不可逆的に進行しつつある。特にわが国の場合には、その変化は生命保険業のみならず損害保険業をも巻き込んだものとなっている。こうした需給構造の変化は、既存の規制システム、とりわけ金融市场を銀行、証券、生保、損保の市場に分断し、市場での競争を抑制するという競争制限的規制システムの有用性を曖昧なものとし、またそれらの規制の実効性を急速に低下させることとなった。さらにわが国固有の背景のひとつとして、次の点を指摘できよう。すなわち、護送船団行政がその一面としてもってきいた意義、つまり、行政上の保険政策を、戦前においては殖産興業・富国強兵という国家目標を、戦後においては経済復興とそれに続く高度経済成長という国家目標を達成するための手段のひとつとしてきたことの意義が、それらの目標の達成とともにほぼ失われるに至ったという点である。

ところで、こうした時代的背景の下、1995年5月31日に、わが国にとっては約50年振りの本格的改正となる「保険業法」、「保険業法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」が成立した。それに先立ち、1992年6月17日には、「新

しい保険事業の在り方」と題する保険審議会答申が大蔵大臣に提出されている<sup>1)</sup>。そこでは、保険事業を取り巻く環境の変化として、(1) 経済・社会環境の変化と国民のニーズの多様化、高度化、(2) 金融の変化と金融制度改革、(3) 規制緩和と国際的に調和のとれた制度の構築、の3点が挙げられている。さらに今回の改革の柱として、(1) 規制緩和・自由化の促進、(2) 保険業の健全性の維持、(3) 公正な事業運営の確保、の3点が挙げられている<sup>2)</sup>。そして、実体的監督主義（実質的監督主義）の基本的枠組みは残された。新企業の参入から保険商品の品質・価格、さらには経営の諸局面に及ぶ監督権、許認可権をもつ規制当局による行政の舵取りは、保険事業者の消長のみならず契約者の利益にもまた決定的な意味をもつこととなる<sup>3)</sup>。そこではいかなる保険事業が想定されるのであろうか。

さて、近年の保険事業をめぐる動きをみると、われわれが保険事業規制の在り方を考察する際に、以下の3点が重要となってきていると考えられる。第1点は、金融サービス供給者の同質化の進展により、既存の私保険業の組織、損害保険会社、生命保険会社の組織は、規制の在り方の考察における与件ではもはやなくなりつつあるという認識である。第2点は、保障財がいかなる形態の金融サービス供給者から提供されようとも、これまでに指摘されている保障財の提供にともなう基本的諸問題は依然として未解決な検討課題として残されるという認識である。例えばそれは、内部補助や逆選択、モラル・ハザードの発生可能性、契約者間の公平性に係わる問題、アンダーライティングと担保力を背景とした知識産業としての問題や契約者保護の必要性といったそれぞれ相互に関連性をもった諸問題である。そして第3点は、実体的監督主義（実質的監督主義）の基本的枠組みは維持されつつも、徐々にではあるが規制の改革がみられるため、今後は私保険の市場化の進展が予想される。そのためには前提として、市場機構が信頼にたるものでなければならないという認識である。

- 
- 1) 保険審議会答申をめぐる論点については、岩崎（1993）、水島（1993a）、北本（1993）を参照。
  - 2) 保険審議会答申（1992）、5-11頁を参照。
  - 3) 水島（1976）、188頁を参照。

保険の基本的機能はリスクの保障である。そして、「危険なければ保険なし(Ohne Gefahr, keine Versicherung)」という法諺に示されるように、危険(リスク)<sup>4)</sup>の存在が、私保険であるか社会保険であるかを問わず、保険成立の1つの条件であることに疑いはない。しかしながらそれは、保険成立のための必要条件にすぎない。私保険成立のためにはさらに、十分条件(例えばひとつには、保険技術的条件)が提示されなければならない。この意味において、私保険が提供する保障財が保障の対象とするリスクは必然的に限定されたものとならざるをえない。さらに、保障の対象となるリスクの特性は、市場機構の作動特性を、ALMや契約者保護の在り様を、ひいては保険事業規制の在り方等を規定する、あるいはそれらと相互影響性をもつ関係にある。

本稿では、以上のような基本的問題意識の下、資本主義の保険としての近代保険、私保険事業の社会的存在意義、契約者保護の必要性、保険における競争の意義等を基礎的かつ本質的な論点から確認する作業を通して、私保険事業に対する監督・規制のうち特に商品規制の在り方について素描的な考察を試みる。

## II 近代保険業としての私保険—保険の非連續性—

有史以前の昔から人間の営みのあるところには、それにまつわる多種多様なリスクが存在してきた。そして人々はこの多種多様なリスクに対して何らかの方策(例えば、回避、除去、転嫁、保有、等々)を講じながら営みを続けてきたと考えられる。これらのリスクの中には、過去においては認知されたが、今日においては認知されないというリスクがあろう。また、近年事新しく認知され始めたリスクがあろう。そして、経済的不利益(負の経済効果)発生の有無という点から、こうしたリスクを経済的リスクと非経済的リスクとに分類するならば、前者は根本的にはその時代の社会経済の基礎的構造と責任ルールとして規定される経済的責任関係とにまずは由来すると理解できる。

4) 本稿では、リスク、危険(またそれに似た概念として不確実性、不完全情報、発生可能性等々があるが)という用語の区別をせず、同様な意味合いで用いる。

例えば、火災、傷害、死亡、生存といった事象は人類史上に長く存在し続けている。しかしながら、これらの事象の発生可能性に対して人々がもつ経済的含意は、人々が生活する時代の社会経済の基礎的構造と経済的責任関係といった前提の設定の仕方により異なったものとなる。例えば近代においては、市場経済と近代市民法にいうところの私的自治権が社会の基礎的構造としてあり、そして、火災、傷害、死亡、生存といった事象の発生に対して責任ルールとして自己責任原則の適用が前提として設定される時、その事象の発生可能性はある経済主体にとっての経済的リスクとなる。逆に社会責任原則の適用がその前提とされるならば、それは経済的リスクとはならない。ここに自己責任と社会責任との兼ね合いにおいて、ある事象の発生に対して、どこまで自己責任原則の適用が可能であるかという問題が発生する。また、社会責任原則が一定程度適用される場合には、私的自治権は一定程度の制約を受けることになる。いずれの場合にも、経済的リスクには市場経済を介することにより、合理的な経済計算の可能性が与えられる。そして、保障財を提供する保険、歴史上民間事業として現在運営されている保険、すなわち近代保険はまさにこうした市場経済や私的自治を社会の基礎的構造とする資本主義の保険なのである<sup>5)</sup>。

われわれが近代保険に係わる多様な問題を考察する際、まずは上述した認識が第一義的に重要となる。なぜならば、こうした認識を欠落させた立場、例えばひとつに、保険をどこまでも相互扶助の制度とする立場からは、そもそも保険市場といった発想は生まれず、この限りにおいて、市場におけるプレイヤーとしての私保険事業者の社会的存在意義、経営者責任、契約者責任と契約者保護、監督責任、私保険と社会保険の基本的差異、等々、近代保険に係わるまさに多様な問題への政策提言は結果としてきわめて曖昧なものとならざるをえないと考えられるからである。保険の歴史性をいかに捉えるかという問題の分析はそれ自体、いわゆる保険本質論との係わりにおいて、きわめて重要かつまた困難である。ただし、近代以前の保険と近代保険とを同様に捉える立場から近

---

5) 「近代保険は資本主義の保険である」との命題がもつ多様な意味とその基本的立場については、水島（1961）を参照のこと。

代保険が抱える諸問題を考察するとするならば、そこでの議論は基本的に説得力をもちえないと理解される<sup>6)</sup>。

例えば田村祐一郎教授は、原始的保険と近代保険両者の間に一貫する原理はない、すなわち両者間に連続性はないとする所説から、近代保険の特徴として3点を指摘されている<sup>7)</sup>。それらは概ね、事前的確率計算（そのための大数法則の利用）をはじめとする保険技術的原理、保険証券・保険約款による契約、保険会社の企業性の認識、に係わるものと理解されよう。

### III 商品規制の課題

#### (1) リスクの平均化

近代保険は、大数法則をその技術的原理の基礎としている。それにより近代保険では、リスクの移転・プール・分散の制度化が可能となっている。この意味において、大数法則が貫徹しがたいリスクの場合には、それを保険市場で分散することには困難がともない、制度は機能不全に陥る。そのため保険可能リスクは、理論的には、静態的かつ純粋なリスクでなければならない<sup>8)</sup>。また同時に、大数法則を利用することにより、保険料のうち損害の期待値である純保険料には合理的な経済計算の可能性が与えられる。そして、純保険料の説明には一般的に給付反対給付均等の原則、収支相等の原則が用いられる<sup>9)</sup>。

まず、給付反対給付均等の原則は、純保険料レベルにおける、個別取引の等価関係を示していると理解される。この関係の実現は保険料の公平性、逆選択

6) 原始的保険と近代保険との非連続性の詳細な解明については、田村（1990b）、同（1995）を参照のこと。

7) ①近代保険は、事前に確率計算を行い、保険料を徴収し、一定の条件を満たした者に保険金を支払う仕組みである。これは、確立された技術的機構であって、あたかも機械のごとく作動する。②保険団体は、保険の結果として成立する。人は、保障を得たいのであれば、「契約」を結ばねばならない。得られる保障の内容や条件は、全て契約によって明確に規定されている。③保険は、企業活動の対象になる。近代保険の大部分は、私企業によって担われ、実際保険制度の発展は、企業を抜きにして語ることはできない。（田村（1990a）、190頁。）

8) 詳しくは、高尾（1991）、12-23頁を参照。

9) 大数法則、給付反射均等の原則、収支相等の原則を説明した文献はきわめて多いが、例えば、小暮（1995）を参照。

の抑止という観点からは望ましい。しかしながらこの原則はあくまでも理念的であり、現実の保険経営においては給付反対給付均等の実現（個別保険料の確立）は極めて困難である。なぜならば、個別保険料の追求には基本的に技術的限界が、そして経済的限界が存在するからである。まず、技術的限界はリスクの細分化と大数法則とのトレード・オフの関係に求められる。個別保険料の追求のためにはリスクの細分化が必要となるが、それは観察集団の規模の縮小につながり、この限りにおいてリスク大量性の要件が充足されず、よって大数法則は貫徹せず、結果として損害期待値の分散は大きくなる。次に、個別保険料を実現するためのコストはかなり固定的であると思われる。そのため、純保険料単位あたりにかかるコストは禁止的な水準になると予想される。以上の理由から、現実の保険経営においては、リスクの細分化は詳細には行われず、リスクの総価額に対する損害額の割合をもってリスク集団の平均料率を算出する方法がとられることとなる。

次に、収支相等の原則は、純保険料レベルにおける、全契約者の集合である保険団体と保険者間の取引の等価関係を示していると理解される。かなり極端なケースではあるが、それは典型的には次のように理解される。任意の保険者の下ですべての契約者が、任意の時点において同時に保険期間  $n$  を通じて任意のリスクを保障する保険契約を締結する。そしてこの間、解約、新規契約は発生しないものとする。前払確定保険料方式により契約者は平均保険料を保険期間  $n$  の当初に負担する。全契約者の負担による収入保険料総額のうちリスク負担の対価にあたる純保険料総額が積み立てられ、後に、それが保険事故発生毎に保険金支払のために取り崩されてゆく。そして保険期間  $n$  の終了と同時に、その積立額はゼロになる。このキャッシュ・フローにおいて、収入純保険料総額と支払保険金総額は相等する。

このケースにおける特徴は、保険期間を通じて保険団体の構成員が固定的であり、かつ、保険期間中に保険事故が事前の予定通りに確実に発生するために、ある任意の保険団体と保険者との関係として、純保険料レベルで、保険期間を通じての収支相等が実現されるということである。

ところで、リスクの平均化には、理論的には、空間的平均化と時間的平均化の2本の軸が考えられるが、このケースの意味での収支相等が実現するためには、その保険契約つまり保険商品が保障するリスクは、時間軸を固定し空間軸のみでのリスクの平均化が十分に可能という属性をもったものでなければならない。別の言い方をすると、そのリスクについては、空間軸のみでのリスクの大量性・同質性・分散性要件の追求が可能であり、この限りにおいて大数法則が貫徹するのである。こうしたリスクは例えば典型的には人の生命に係わるリスクであろう。そして、こうした属性を有するリスクを保障する保険商品の場合には、保険経営が抱える保険料の不適切さによるリスク、いわゆるC2リスク（保険リスク）は基本的にきわめて低減されたものとなる<sup>10)</sup>。

上述した空間的平均化が可能なリスクは当然のことながら、その時間的平均化も可能であると考えられるが、次に、リスクの空間的平均化が困難であるために時間軸によるリスク平均化が行われるケース、より具体的には、ある任意の保険団体の保険期間を超えて、超長期的にリスクの時間的平均化が行われるケースを見る。これは、大数法則の適応、そのためのリスクの大量性・同質性・分散性要件の追求が超長期的に行われるケースである。さきほどのケースを任意の保険団体内でのリスクの平均化と呼ぶならば、このケースは複数の保険団体によるリスクの平均化と呼べよう。

このケースでは基本的に2つの帰結が当然のごとく考えられる。ひとつは、保険金支払所要額に対して純保険料総額が十分に積み立てられる前に、保険商品が保障の対象とする事象つまり保険事故が発生する場合である。またひとつは、保険金支払所要額に対して純保険料総額が十分に積み立てられた後に、保険事故が発生する場合である。前者の場合には明らかに保険者は支払不能に陥る。そのため契約者は実質的に保険保護を受けることはできない。後者の場合には、約定された保険期間に保険事故が全く発生しなかった任意の保険団体から、また場合によっては複数の保険団体から、後の保険期間において保険事故

10) Coutts & Devitt (1989) pp. 13-15を参照。

が発生した任意の保険団体へ集中的に内部補助が発生する。つまり後者の場合には、保険団体横断的に収支相等が実現したことになるのである。こうしたケースが想定される典型的リスクは、甚大な天災などの巨大損害リスクであろう。そして、こうした属性を有するリスクを保障する保険商品の場合には、いかなる方法で料率計算がなされようとも、またいかなる要素が料率に組み込まれようとも、少なくとも純保険料レベルにおいて、C2リスクはきわめて大きいと言える。この場合、料率算定に用いられる期間の長さに比して、契約者の保険期間は明らかに短期である。保険料の公平性とは非常に曖昧な概念ではあるが、少なくとも、以上のような帰結をもたらすリスクの保障への対価として、ある保険期間において契約者が負担する保険料を公平と判断することはできないであろう。こうしたリスクへの対策が私保険に求められるとするならば、それはきわめて政策的側面の強い保険となる。

次に、保険料は純保険料と付加保険料とから構成される。これまで考察の対象となつた純保険料は損害の期待値であった。純保険料部分については、保険者と契約者の両者ともに、その変更あるいは操作は不能である。それは両者にとって、いわば外生的に決定されるものである。この限りにおいて、純保険料は市場均衡的に決定される価格ではないことが明らかとなる。ただしこの事実をもって料率競争の意義が完全に否定されるものではない。生命保険においては金融業務の成果と契約者の保険料の正味負担額とは極めて密接な関係にある。また、一部の商品を除き基本的に契約者（社員）配当制度をとらない本来の損害保険においても、例えばキャッシュ・フロー・アンダーライティングにみられるように、保険取扱業務と保険金融業務とは相互に密接不離な関係にある。このことから、純保険料部分のこの基本的特性のみをもって保険料全体を固定的に捉えることは適当ではないと考えるからである。

## （2）商品の認可

近代保険は大数法則をその技術的原理の基礎としている。そのためには、リスク大量性・同質性・分散性の要件を充足することが求められる。しかしながら

ら、厳密な意味においては、2つと同じリスクが存在しない以上、大量性と同質性の要件は相互にトレード・オフの関係となる。また大量性と分散性の要件も同様の関係にある。よって保険経営は現実的にはできるだけ同質なリスクをできるだけ大量にかつ分散させて引き受けこととなる。それによりリスクの平均化が図られるために、いかなる保険の場合にも、なんらかの内部補助は不可避的に発生する<sup>11)</sup>。そしてしばしば指摘されるように、こうした内部補助の存在が、いわゆる逆選択やモラルハザードを惹起する誘因となり、保険市場に失敗の可能性をもたらすことになる。こうした事態を回避するためには内部補助の解消が望ましい。しかしながら既に指摘したように、内部補助の解消のために個別保険料を確立することには技術的、経済的に限界がある。ここに近代保険の根本的なジレンマがある。そして現実的には、例えばMD制などのインセンティヴ規制を導入するという対応がなされるのであるが、こうした対応にも自ずと限界がある。

私保険事業について、「保険の機能を過小に評価することは適当ではないが、一方、保険万能主義に陥ることも好ましくない。」<sup>12)</sup>との指摘がある。この命題はまず、近代保険をリスク・マネジメントのツールのひとつとして位置づけ、続いて近代保険の機能に対する過小評価も過大期待もわれわれは慎むべきであるとの指摘であると理解できよう。同時にそれは、私保険として提供できる保障には自ずと限界があることを、きわめて抽象的にではあるが、示唆している。そして、近代保険が市場経済や私的自治を社会の基礎的構造とする資本主義の保険であることを想起すると、われわれはまず、保険技術に即し、いかなるリスクの保障を私保険に委ねることが可能であり、いかなるリスクの保障がそれになじまないかの判断をせまられる。それはひとつには保険の技術に即したりスク保障財としての商品の設計可能性から判断されよう。ただし、情報化の進展による引受技術の向上という側面を考慮すると、その判断基準は必ずしも固定的なものではないと考えられる。以上より、保険商品を認可する立場にある

11) Dorfman (1987) p. 25.

12) 水島 (1993b)、4 頁。

行政当局にとって、認可にあたっての基本的な問題のひとつは、いかなるリスクを保険可能として認定し、そのリスクを保障する財の供給を市場に委ねるかという問題であると理解できる。そしてその際、認定基準のひとつとして、大数法則、保険技術に即した制度設計、商品設計、内部補助の発生の在り様を考慮するという視点からの審査が求められよう。しかしながらこの場合に限らず、しばしば規制の失敗と表現されるように、行政当局は認定のための基準と審査能力とを有しているとは必ずしも仮定できないところに、保険事業規制に係わる問題解決の難しさがある。

そして私保険である以上、同じ保険団体内の契約者間の公平性の確保、区分経理による異なる保険商品の契約者間の公平性の確保を、限界をもちつつも、できるだけ追求することが、等価交換の確保という意味での契約者保護の観点から、保険会社のソルベンシーの維持と並ぶ保険監督の課題となる。わが国においてはこれまで、以上に述べた問題や課題について十分な配慮が必ずしも払われてはこなかった、あるいは問題認識が明確ではなかったきらいがある。

1992年保険審議会答申では、保険商品に係わる規制について次のようにうたわれた。「多様化する利用者ニーズに的確に応えるために、各社が自己責任原則に基づき、より自由な商品開発を行えるようにすることが求められている。……保険商品については、契約者保護の観点に加え、公序良俗、社会的公平性の確保の観点からも、行政当局による規制が重要である。……保険商品に係わる規制については、契約者保護等に留意しつつ、段階的に緩和を進めることが適当と考える。」<sup>13)</sup> そして実体的監督主義（実質的監督主義）を探るわが国の場合には、保険商品の具体的な内容は、基礎書類としての事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書により規定され、商品の変更、新商品の認可は基礎書類の変更の認可としてなされる。

ところで、生命保険会社であれ損害保険会社であれ、またその企業形態が相互会社であれ株式会社であれ、私保険事業の社会的存在意義はどのように認め

---

13) 保険審議会答申（1992）、87頁。

られるのであろうか。ひとつには、それを契約者の立場から考えると次のように認められよう。すなわち私保険事業者の社会的存在意義は、国民経済を構成する経済主体である企業や家計の円滑な経済活動の遂行を脅かすリスクに対して、大数法則に立脚した保険技術の活用により、良質で合理的な価格の保障を提供することで、契約者のリスク保障ニーズを充足することにあると<sup>14)</sup>。

ところで近年、保障ニーズの多様化ということがしばしば指摘されるが、これまでの考察からも明らかのように、私保険はすべてのリスクに対して保障の提供が可能なわけではない。そして保険者と契約者との間には、保険商品や保険者の財務の内容についての情報の非対称性が存在する。とりわけ家計保険の契約者である消費者の場合には、こうした情報は保険者に偏在する。また、たとえこうした情報が開示されるとしても、消費者がその情報に対して十分な処理能力を有しているとは想定しにくい。情報開示とその処理に係わるコストも決して無視はできないであろう。さらに、消費者は、交渉能力においても保険者に対し劣位にある。このように市場取引が、情報と交渉能力の点において、両者対等な立場で行われるものではない以上、消費者への自己責任原則の適用には一定の限界がある。以上の意味から、特に家計保険商品については、企業保険商品以上の保護が行政当局に求められると言えよう。

これまでの考察より、意思決定における自律性の尊重という市場経済原理は、私保険の技術に即した商品特性との係わりにおいて一定の拘束の下に置かれざるをえないことが明らかとなった。よって、利用者ニーズへの対応という点ですぐれた保険商品であっても、それが市場取引としての私保険になじまないおそれがある場合には、その商品の認可には極力慎重な態度がとられなければならないであろう。特に家計保険商品についてはそうである。これは基本的には保険監督政策の問題であるが、少なくともリスクの保障を民営保険のみに

14) 竹内昭夫教授は、消費者問題について次のように述べておられる。「今日の消費者問題を一言でいえば、消費者に対し、良い品質の商品が、合理的な価格で、正しい方法によって提供されるようにし、万一消費者に苦情が起きたときには、簡易・迅速・適切に解決されること、以上の諸点にあるといえよう。」(竹内(1984)、47頁。) この前半部分を保険事業に読み替えると例えばこのようになろう。

期待する監督政策の展開は不適当といわざるをえない。こうした場合のリスク対策としては、単に利用者のニーズへの対応という視点にとどまらない社会的視野が是非とも求められよう。すなわちそれは、国民の福祉水準を高めるための国の施策は民営保険業も含めいかにあるべきかという総合的視点である。保険事業規制の在り方をめぐる政策論議が有意味なものとなるためには、その前提として、こうした点の理論的整理という作業がどうしても必要不可欠になってくると考える。

### (3) 市場競争

次に、競争政策との係わりにおいて商品規制の意義を考察する。一般的に、産業全体がカルテル的体質をもつとき、そこから付隨的に発生する超過利潤の存在は産業組織上の問題を提起する。この基本は保険産業にもあてはまる。限界企業の存続を保証するための保護行政が、それによりもたらされる社会的コストの負担を、結果的に、契約者に強いという不条理は、契約者利益の確保という観点から、回避されねばならない。この問題解決の方策は一般的にはまず、カルテル価格の廃止に求められる。そして保険産業の場合には、例えば、行政当局は責任準備金積立とソルベンシー・マージン基準に依拠する規制を行い、そこでの要件が満たされる限りにおいて、保険料率、そのうち特に付加保険料率あるいは契約者（社員）配当の水準を各社間の競争に委ねるという方法が考えられる<sup>15)</sup>。そして同時にそこでは、他の条件整備が必要となる。すなわちそれは、いわゆる価値循環の転倒性に起因する過度な料率引下競争が、保険市場の混乱を招来し、結果として契約者に被害がおよび、それにより保険産業全体に対する利用者の信認が損なわれる、という一連の事態の発生を契約者の保護を通じて回避するための条件整備である。

しかしながらいかなる条件整備がなされようとも、こうした条件整備の後にその下で展開される企業間競争こそが、契約者利益の確保につながるという主

---

15) こうした発想から主に生保の資産運用の在り方を論じたものとして、池尾（1994）がある。

張に対しては、少なからぬ反論が予想される。そのひとつの論拠は、一般論にしたがって、企業間競争は結果的に市場構造の寡占化を強めることになるという点に求められよう。すなわち、契約者利益の確保に資するという意味での競争効果は短期的であり、やがて数社の大手企業による寡占体制が確立され、契約者の負担はやがて以前の協定価格以上の水準になるという予想である。

こうした主張はそのままに保険産業にあてはまるものではないと考えられる。少なくともまず以下の点を指摘できよう。すなわちそれは、保険市場への競争原理の導入が必然的に中小の保険企業の脱落を招来するとの前提が暗黙裡におかれているという点である。そこには、中小企業の経営合理化・効率化努力、そして中小企業としての個性の創造による企業の存続・成長をめざした経営戦略という発想を欠落させたまま、競争の促進が直ちに大手企業による寡占化を招来するとする認識がある。しかしながらそうした認識は保険産業の場合には必ずしも正しくはない。例えば、日本の生命保険市場においては、近年特に、いわゆる外資系の中小企業を中心として、特定のリスク保障に特化するという戦略がすぐれた経営成果を挙げている例が散見される。一方において、契約者保護のための方策を講じつつ、他方においてこうした特化戦略を政策的にさらに助長するためには、例えば、新商品の開発利益をなんらかの基準において一定期間認めるという認可行政の在り方が大きな意味をもってくる。われわれは、競争政策との係わりにおいては、商品規制の意義を以上のように理解できる。

#### IV むすびにかえて

本稿ではまず、近代保険は資本主義の保険であることを確認し、次に市場における保険取引はかなり制約されたリスクを保障する保険商品に限定されることを明らかにするという作業を通じて、また競争政策との係わりを通じて、そして契約者そのうち特に消費者保護の観点を中心に、保険商品規制の意義と政策的課題とを考察した。それは主として、近代保険の技術的特性ならびに契約者が置かれる基本的状況からの考察である。その過程の中で、私保険事業の社

会的存在意義、総合的視点の必要性さらにはいくつかの問題が明らかとなつた。

その考察は、既存の保険業のあるいは保険会社の組織を与件とするものではない。この意味において、規制緩和の潮流の下、今後、金融制度全体の改革がさらに進み、各種金融仲介機関や証券会社等の垣根が撤廃され、保険会社と他の金融仲介機関・証券会社等との相互進出がさらに認められることとなり、結果としていくつかの企業形態から保障財としての保険商品が供給されることとなろうとも、こうした企業形態とはほとんど無関連に、本稿において確認された諸問題は、行政当局による保険商品としての認可の際に重要な検討課題であり続けることに変わりはない。そしてまた、本稿で指摘した問題は保険業が抱える問題の一部である。それぞれの問題解決にはかなりの困難が予想されるが、いずれにしても、契約者保護の観点から、行政当局への役割期待は大きいといえよう。

(1995.10.2)

(筆者は関西学院大学商学部専任講師)

#### 参考文献

- Coutts, S. M. & R. Devitt (1989), "The Assessment of the Financial Strength of Insurance Companies by a Generalized Cash Flow Model," in: J. D. Cummins & R. A. Derrig (eds.), *Financial Models of Insurance Solvency*, Kluwer Academic Publishers. pp. 1-36.
- Dorfman, M. S. (1987), *Introduction to Insurance*, Prentice-Hall, Inc.
- 池尾和人 (1994)、「生保に対する規制・監督」橋木俊詔・松浦克己編著『日本の金融：市場と組織』日本評論社、79-105頁。
- 岩崎 稔 (1993)、「保険審議会答申をめぐって」『保険学雑誌』第540号、1-9頁。
- 北本駒治 (1993)、「「料率規制の見直し」の在り方」『保険学雑誌』第540号、21-45頁。
- 小暮雅一 (1995)、『保険の数理』(財)損害保険事業総合研究所。
- 水島一也 (1961)、『近代保険論』千倉書房。
- 水島一也 (1976)、「船団体制解消の後に来るもの」『中央公論経営問題(夏季号)』186-188頁。
- 水島一也 (1993a)、「保険審議会答申をめぐって」『保険学雑誌』第540号、10-20頁。

- 水島一也 (1993b)、『現代保険経済〔第4版〕』千倉書房。
- 高尾 厚 (1991)、『保険構造論』千倉書房。
- 竹内昭夫 (1984)、「消費者保護の方法」加藤一郎・竹内昭夫編著『消費者法講座1 総論』日本評論社、47-86頁。
- 田村祐一郎 (1990a)、『社会と保険』千倉書房。
- 田村祐一郎 (1990b)、「保険の歴史性と社会性」水島一也博士還暦記念論文集刊行会編『現代保険学の展開』千倉書房、323-339頁。
- 田村祐一郎 (1995)、「助け合いとは何か?—保険と互酬性—」『保険学雑誌』第549号、1-24頁。
- 保険審議会答申 (1992)。